

# 山陽小野田市情報共有システム試行ガイドライン

令和8年2月1日策定

## 1 趣旨

このガイドラインは、山陽小野田市が発注する建設工事及び工事に係る設計、測量、地質・土質調査及び発注者支援業務（以下「建設工事等」という。）におけるASP方式の情報共有システム（以下、「システム」という。）の試行について、必要な事項を定めたものである。

## 2 目的

システムの活用による受発注者または発注機関組織内のコミュニケーションの円滑化や、公共事業における業務の効率化や書類の簡素化を通じた生産性向上を目的とする。

## 3 対象

山陽小野田市が発注する建設工事等のうち、受注者がシステムの使用を希望する建設工事等を対象とする。

## 4 使用するシステム

使用するシステムは、受注者が選定し、発注者の承諾を得て決定する。なお、山陽小野田市のインターネット作業環境である以下の(1)及び(2)において動作が保障されることを原則とする。

- (1) OS : Windows
- (2) ブラウザ : Microsoft Edge

## 5 システムの機能要件等

システムの機能要件等は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 国土交通省が定めた最新の情報共有システム提供者における機能要件に 対応していること。
- (2) システム提供方法は、ASP方式とする。
- (3) SFC形式を表示する機能を有すること。（変換表示可）
- (3) システム使用に際して、システム利用者側に特別な補助プログラムが不 要であること。
- (4) システム（サーバ等を含む）の不具合によりデータが消失等した場合は、 システム提供者の責任において復元すること。

## 6 帳票の様式

システムで使用する帳票の様式は、発注者から特別な指示がない限り、山口 県が定める様式を準用するものとする。

## **7 システム利用料**

システム利用に係る費用（登録料及び使用料）については、次の各号のとおりとする。

- (1) 土木系工事及び設計等業務については、共通仮設費率分又は間接原価等に含まれる。
- (2) 営繕系工事及び設計等業務（土質調査業務を除く。）については、契約変更の対象とする。

## **8 成果品**

成果品については、受発注者間の協議により電子又は紙で納品することができる。なお、電子と紙での二重納品は原則行わないこととする。

また、受注者が、システムで收受された帳票（添付資料を含む）について電子納品することを希望した場合は、山口県が定める要領等を参照すること。

## **9 情報セキュリティ対策**

システム提供者は、システムの管理・運用にあたって、不正アクセスへの対応やコンピュータウイルス対策などの技術的対策、サーバ設置環境などの物理的対策、企業や組織としてのセキュリティ対応など、情報セキュリティ対策を十分に講じること。

## **10 個人情報の取扱い**

システム提供者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条及び第67条の規定の例により、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、システム登録されたデータについて知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

## **11 適用年月日**

このガイドラインは、令和8年2月1日から適用する。なお、適用日以前に契約締結した建設工事等についても、受発注者協議の上、適用することができるものとする。